

国水下流第11号
令和3年11月1日

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官
(公印省略)

雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)、
下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)の改訂について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」による下水道法(昭和33年法律第79号)改正により、同法第5条において、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨として計画降雨が事業計画の記載事項に追加され、当該部分について、令和3年11月1日に施行されたところ。これに対応し、事業計画との関係等について「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」を改訂したので、今後、これを参考に対応されたい。

また、気候変動に伴う降雨量の増大を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進するため、下水道浸水被害軽減総合事業の拡充内容等を反映し、「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)」を改訂したので、今後、これを参考に対応されたい。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く)に対して周知いただくようお願いする。